

4. 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスAの実施について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 29 年 5 月 18 日

通所型サービスAの創設に至る経緯

市内の通所介護サービス事業所対象のアンケートを実施（平成28年12月）

現在の主な課題

- 身体機能改善以外を目的とした利用（閉じこもりや他者との交流など）
- サービスのミスマッチ（身体介助を必要としないケースや、自宅で入浴が可能だが入浴目的で通うケースなど）
- 利用期間の長期化、利用者が卒業に至らない

通所介護サービス利用者に対する支援内容の調査（要支援1の方のケアプラン確認）

調査結果

- 主な支援内容は入浴
- 気分転換、運動、趣味、活動、体調管理、他者との交流等を目的とした利用者もいる

サービスのミスマッチ等の課題を解消するため、現在の通所介護サービスに加えて、実情に応じた新たな通所介護サービスの提供を行っていくことが望ましいと考える。

身体機能と生活機能の維持を目的とした「通所型サービスA」の創設

通所型サービスの想定される対象者像

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

現行相当サービス

対象者

- 要支援2認定相当以上
- 入浴介助や身体介助が必要な方
- 認知機能低下がみられる方
- うつ、閉じこもり傾向があり医学的に配慮が必要な方
- レスパイト（介護家族の休憩）等が必要な方

サービス内容

- 現行の通所介護と同等

通所型サービスA

対象者

- 事業対象者、要支援1認定相当（要支援2認定相当の場合は自己選択制）
- 閉じこもり予防、他者との交流等の支援が必要な方
- 既に現行相当サービスを利用しており、通所Aの利用が適当と認められる方

サービス内容

- 運動、閉じこもり予防の場所を提供等

サービス提供形態

- ① 現行一体型
現行相当サービスを行っている通所型サービス事業所内で一体的に提供
- ② 単独型
市の介護予防事業の受託実績がある事業所など幅広いサービスの場での提供

一般介護予防事業

地域型元気はつらつ塾

対象者

- 事業対象者～要介護1認定相当
- 身近な介護予防拠点施設に歩いていけない方で、介護予防活動に意欲的な方

サービス内容

- 集団体操や運動等の活動
- 趣味活動を通じての居場所作り

地域おたっしゅサークル

対象者

- 元気高齢者～要介護1認定相当
- 身近な公民館等へご自身の力で行くことが出来る方で介護予防を積極的に行いたい方

サービス内容

- 住民主体による介護予防活動
- 軽体操や運動、認知症予防

通所型サービスAは既存の通所型サービスの中間的役割を担う事も目的としている。一例として、一般介護予防事業に相当するサービスの提供を受けたいが、自力で通えず、サービス事業所等の支援を受けたい利用者に対して、通所型サービスAの提供を想定。

通所型サービスA開始までのスケジュール

| 時期 | 実施項目 |
|-------|--------------|
| 6月～ | 事業者指定受付 |
| 6月下旬 | ケアマネジャー説明会 |
| 7月～ | 市民周知 |
| 9月1日～ | 通所型サービスA事業開始 |